

## 幼稚園型認定こども園に関する要件の変更について

## 1. 目的

待機児童ゼロを維持するため、保育定員の確保策として、「幼稚園型認定こども園」の要件を一部変更することで、「幼稚園」から「幼稚園型認定こども園」への移行を促進し3号（0歳から2歳）定員の確保を図る。

## 2. 背景

- ・保育ニーズは、今後も急激な減少は想定されず保育定員の確保が必要。
- ・増改築等の施設整備や地域型保育事業の新設事業者を募集しているが応募が少ない。
- ・本市の示す、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の要件は、幼稚園には昼食の自園調理、調理室の整備やすべての歳児での定員設定が課題であり、要件緩和を求める声がある。
- ・要件を変更した場合、複数の幼稚園が幼稚園型認定こども園へ移行を検討予定である。

## 3. 要件の変更内容

区分	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	幼稚園
設置主体	社会福祉法人、学校法人	学校法人	学校法人
乳児室・ほふく室	必須 ・乳児室：1.65㎡以上 ・ほふく室：3.3㎡以上	3号定員を設定する場合は必須 ・乳児室：1.65㎡以上 ・ほふく室：3.3㎡以上	—
保育室・遊戯室	必須 ・満2歳以上1.98㎡以上 ※保育所・幼稚園から移行する場合の経過措置あり	必須 ・満2歳以上1.98㎡以上 ※幼稚園から移行する場合の経過措置あり	必須（学級数以上） ※面積基準無し
調理室	必須 原則自園調理	必須 原則自園調理 ※3号定員を設定しない、かつ、満3歳以上は外部搬入をする場合は不要	努力義務（給食施設）
定員設定（2・3号定員）	2・3号定員の設定が必須  ※幼稚園から移行した施設の2・3号定員の合計の下限は20人	2号定員の設定が必須 ※3号定員の設定は園の判断による ※幼稚園から移行した施設の2・3号定員の合計の下限は20人	—

## 4. 変更に伴う効果

こども園への移行により2・3号定員が増加し、地域型保育事業の連携先が増えることで、地域型保育事業新設への応募の増加が期待される。また、幼保連携型認定こども園に移行するよりも、施設整備費用（調理室等）について、市、事業者負担が軽減される。

## 5. 変更時期

令和9年4月移行分より適用（募集期間：令和8年2月～5月）